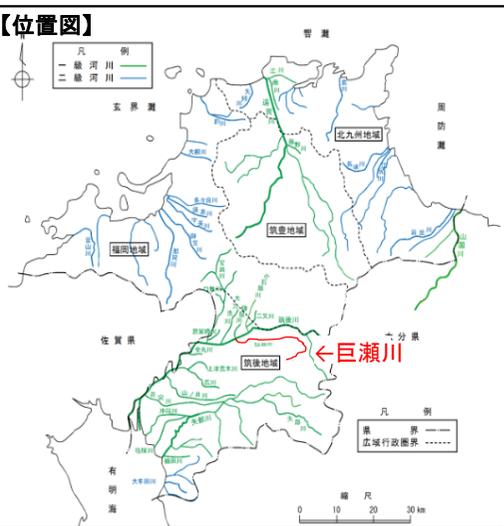


浸水対策重点地域緊急事業【筑後川水系巨瀬川】（福岡県）

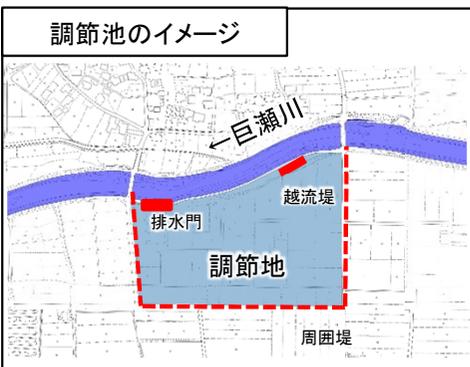
福岡県の巨瀬川では、令和5年7月の豪雨により、福岡県管理区間において床上浸水290戸、床下浸水812戸の甚大な浸水被害が発生した。このため、他事業（災害復旧助成事業）と連携して、**浸水対策重点地域緊急事業**により、**調節池を整備する**。併せて、**特定都市河川の指定に向けた検討・協議**や**立地適正化計画の制度等**を利用した、**災害リスクを踏まえた土地利用の取組等の流域対策を推進**することで、**早期に地域の安全性の向上を図る**。



【全体計画】
 河川名：一級河川 筑後川水系巨瀬川
 事業内容：調節池、用地補償等
 全体事業費：5,200百万円（国費2,600百万円）
 事業期間：R6～R10
 施工地：久留米市、うきは市

【令和6年度当初】
 事業内容：測量設計、用地補償
 事業費：400百万円（国費200百万円）

※ 防災・安全交付金の用途については、国の意図を示すものであり、計画への配分後は地方の裁量に委ねられ、国の意図と異なる配分を妨げるものではない。

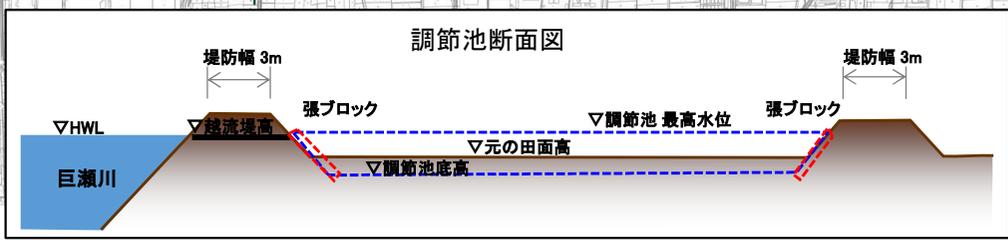
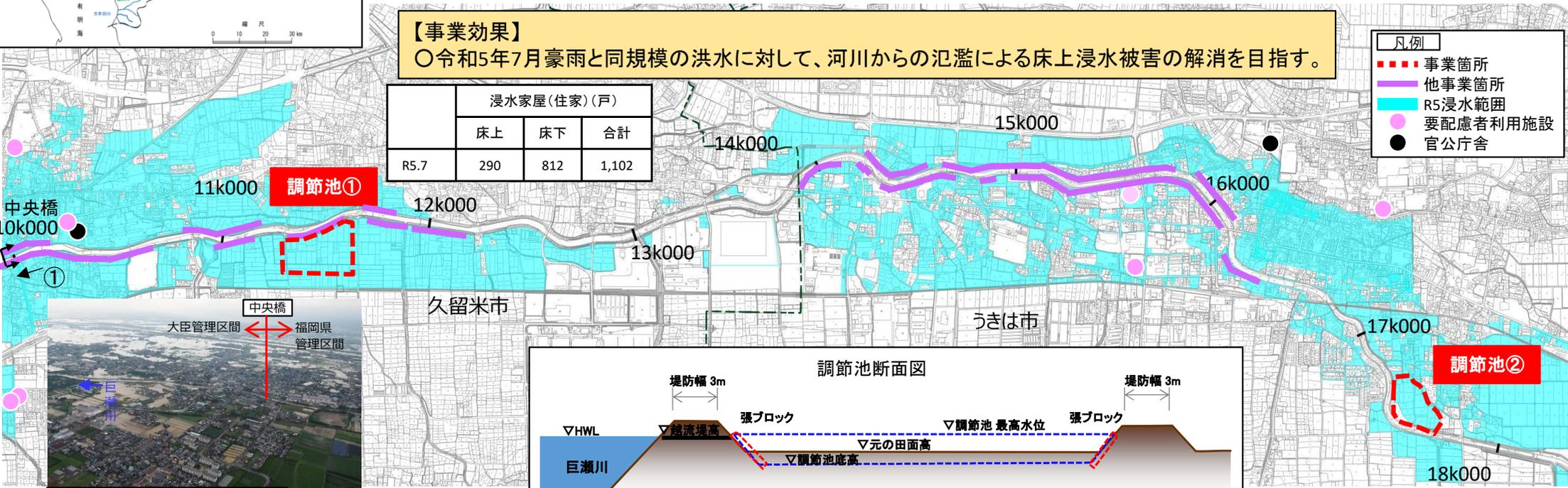


※各施設の位置や構造は、今後実施する詳細な調査や検討等の結果により、変わる可能性がある。

- 〈県等の独自事業〉**
- 県・市単独事業**
 - ・県：河道掘削（堆積土砂撤去）
 - ・市：巨瀬川支川市管理河川の改修
 - ソフト対策**
 - ・県：水位計、監視カメラの設置
 - ・市：立地適正化計画の制度等を利用した、災害リスクを踏まえた土地利用の取組
 - 適切な維持管理**
 - ・県：堤防及び護岸の個別施設計画に基づき計画的な維持・補修を実施

【事業効果】
 ○令和5年7月豪雨と同規模の洪水に対して、河川からの氾濫による床上浸水被害の解消を目指す。

	浸水家屋(住家)(戸)		
	床上	床下	合計
R5.7	290	812	1,102



①令和5年7月豪雨被災時状況写真

浸水対策重点地域緊急事業【筑後川水系広川】（福岡県）

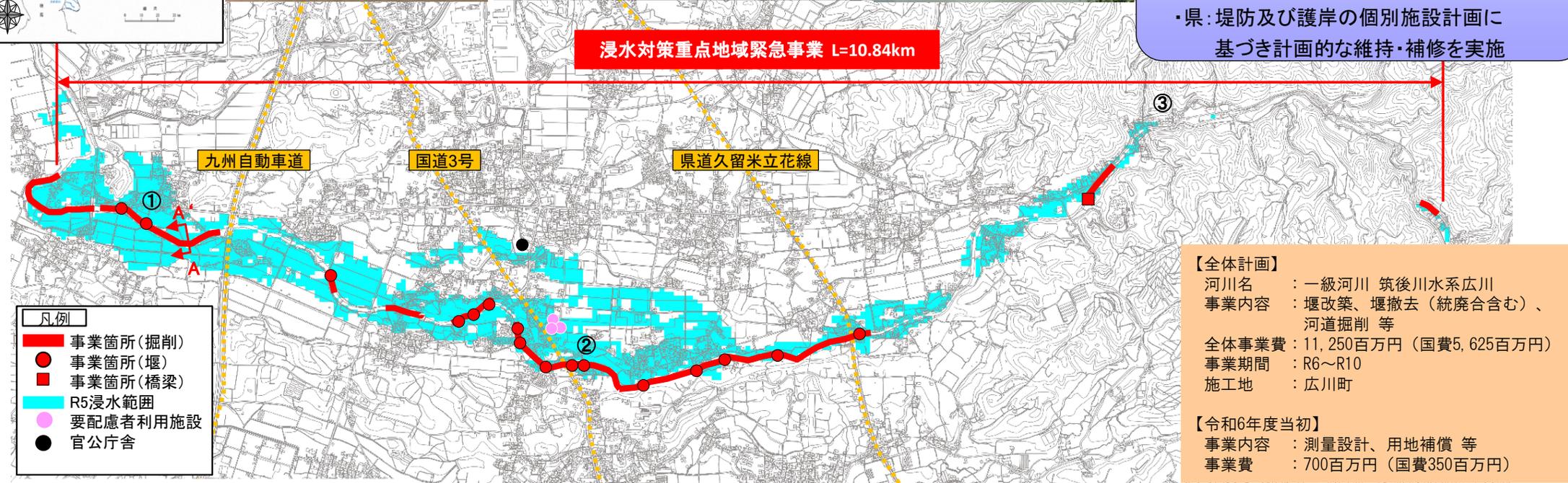
福岡県の広川では、令和5年7月の豪雨により、床上浸水62戸、床下浸水250戸の甚大な浸水被害が発生した。このため、**浸水対策重点地域緊急事業**により、**堰改築等を集中的に実施するとともに、立地適正化計画の制度等**を利用した、**災害リスクを踏まえた土地利用の取組等の流域対策を推進**することで、**早期に地域の安全性の向上を図る**。



被害状況(R5年7月)



- 〈県等の独自事業〉
- 県単独事業**
 - ・県：河道掘削（堆積土砂撤去）
 - ソフト対策**
 - ・県：自主防災組織の防災備品購入補助
 - ・町：立地適正化計画の策定
 - 適切な維持管理**
 - ・県：堤防及び護岸の個別施設計画に基づき計画的な維持・補修を実施

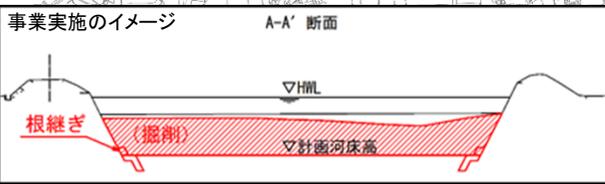


【全体計画】
 河川名：一級河川 筑後川水系広川
 事業内容：堰改築、堰撤去（統廃合含む）、河道掘削等
 全体事業費：11,250百万円（国費5,625百万円）
 事業期間：R6～R10
 施工地：広川町

【令和6年度当初】
 事業内容：測量設計、用地補償等
 事業費：700百万円（国費350百万円）

※各対策は、今後実施する詳細な調査や検討等の結果により、変わる可能性がある。

項目	浸水家屋(戸)		
	床上	床下	合計
R5.7豪雨	62	250	312



【事業効果】
 ○令和5年7月豪雨と同規模の洪水に対して、河川からの氾濫による床上浸水被害について約9割の軽減を目指す。

○中小河川の氾濫により浸水被害が発生し、地域社会に深刻な影響を及ぼした場合に、都道府県等の独自事業とあわせて対策を実施することにより、改修効果がきわめて高い事業計画を認定し防災・安全交付金で集中的に支援することで浸水被害の防止・軽減を図る。

【令和元年度創設】

●採択要件

(1)～(5)の全ての要件に該当すること

(1)被災家屋数

- 概ね10年間の河川氾濫による1回の被害が以下に該当
 - ・床上浸水家屋数50戸以上
 - ・浸水家屋数200戸以上

(2)重要施設

- 想定氾濫区域内において以下のいずれかの重要施設が浸水
 - ・要配慮者利用施設、官公庁舎 など

(3)事業期間

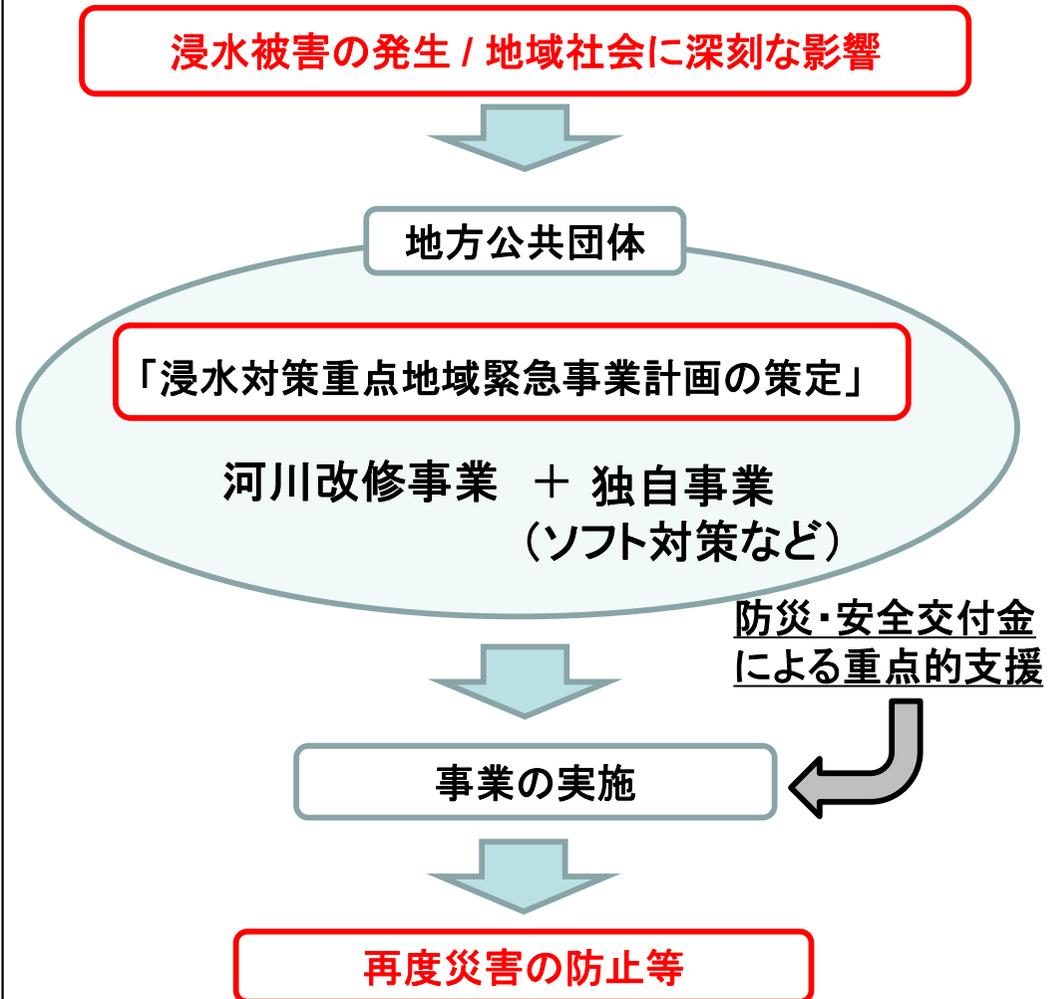
- 概ね5年間で浸水被害の防止・軽減を図る

(4)浸水対策重点地域緊急事業計画の策定

- ・「河川改修事業(防災・安全交付金の基幹事業)」と「都道府県等の独自事業」等からなる「浸水対策重点地域緊急事業計画」を策定する。
- ・「都道府県等の独自事業」については、事業実施河川における「県単独の河川改修事業」、「改修効果を持続させる維持管理の取り組み」、「ソフト事業」などを対象とし、県の事業を併せて実施することで、交付金事業の一層の効果発現やコスト縮減を図るものとする。

(5)土地の利用規制等（令和2年度より要件化）

- 事業の実施にあわせて土地の利用規制等を行う、または、その見込みが確認できること。



【事業内容】

- ・河川改修(河道掘削、堤防整備)
- ・調節施設整備(遊水地等) 等